

# ふくおか

NO.36

令和5年2月発行

発行元

福岡県精神保健福祉センター

〒816-0804

福岡県春日市原町3丁目1-7南側2階

TEL 092-582-7510

FAX 092-582-7505

## 特集 『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』

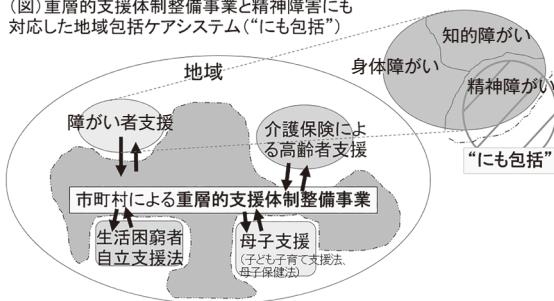
【はじめに】現在構築が進められている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、障がい者の立場から言えば〈障がいの有無によって分け隔てられず相互に人格と個性を尊重し合いながら、住居をはじめとした適切な環境で、必要なつながりを持つことによってその人の望む形で暮らすこと〉(すなわち、**地域共生社会**)を実現することを目指しています。令和4年5月にはすべての障がい者があらゆる活動に参加することを可能にする環境整備のために、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。

同じく地域共生社会の実現を目指す施策としては、令和3年改正の社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」があります。これは地域生活上の課題を抱える住民に対して、市町村圏域において母子支援、障がい者支援、生活困窮者支援、高齢者の地域包括ケア（介護保険関連）などの既存の制度を複合的に活用して支援を行うこと、支援対象の属性は問われないこと（どのような生活上の課題であってもこの事業の対象であること）、支援の提供者が専門家に限らず住民の参加が期待されていること及び、地域づくりの視点があることが特徴となっています。つまり、重層的支援体制整備事業の側から見れば事業の重要なモーターの一つとして障がい者支援があり、その中に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が含まれています（図）。

生活上の課題を抱えればうつ病の発症や精神障がいの悪化など精神保健上の課題が生じる傾向があるし、精神疾患や精神保健上の課題が生じたことが不十分な育児など母子保健の課題、生活困窮や高齢者の生活上の問題に結びつくことがあるため、精神保健、医療または福祉が重層的支援体制の一翼を担うケースは多いと考えられています。

精神障がい者の地域生活においては医療とのつながりが重要ですが、精神障がい者への住民及び支援者による受け止めのあり方、あらゆる活動への参加障壁の低減、保健及び福祉が変われば精神医療が変わり、医療が変われば地域が変わっていきます。その時が来ていると感じます。

（図）重層的支援体制整備事業と精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（“にも包括”）



（文責：福岡県精神保健福祉センター所長）

## INDEX

- ◆ 特集「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 ..... 1
- ◆ 福岡県精神保健福祉センターの事業紹介 ..... 4
- ◆ 【トピックス】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について、「きもち よりそライン@ふくおかけん」を開設しました ..... 6

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの概要と福岡県の取り組み

メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験しうるもので。近年、新型コロナウイルスの流行などで、メンタルヘルスの不調を抱える人は増えています。しかし、周囲に相談しづらかったり、どこに相談して良いか分からず一人で抱え込んでいたりする人も多くいます。そのような時に、家族や身近な人が気付き、適切に相談や医療につなげることが重要です。

また、精神障がいのある人が安定した生活を送るためには、医療、福祉・介護、住まい、就労など多方面からの支援が必要です。このため、精神科医療機関や地域援助事業者による支援だけでは限界があります。自治体を中心とした取り組みに加えて、地域住民が協力して、差別や偏見のない、＜あらゆる人が共に生活できる社会＞を創っていく必要があります。そのため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、全ての人を対象とした考え方と言えます。

このシステムを構築するため、今後は、住民が身近なところで支援を受けられるよう、市町村を基盤とした体制整備を進めていくことが求められています。精神保健福祉センターと保健所は、市町村と協力しながら、住民のニーズや地域の課題を知り、様々な機関と連携しながら地域の特性を活かした支援体制を構築していきます。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

※イメージ図は右のとおりです。

#### ◇地域精神保健及び障がい福祉

- ・地域住民の身近な窓口として、市町村で相談支援が受けられるための体制をつくる
- ・長期間入院している方に対し、病院を訪問して支援を行う取り組みを進める
- ・ピアソーターの養成と、ピアソーターと一緒にになって支援する仕組みづくり

#### ◇精神医療

- ・かかりつけ精神科医を充実させる
- ・精神科救急医療体制を整備する
- ・急に状態が悪くなった時に応える体制を整備する

#### ◇住まい

- ・本人の困りごと等に寄り添い、生活全体を支援していく
- ・入居者、賃貸住宅の貸主、不動産業者の安心確保のため、居住支援関係者と連携する

#### ◇地域づくりと社会参加

- ・地域で孤立しないよう伴走し、支援や助言ができる仕組みづくり
- ・地域住民が精神障がいに関する知識を持ち、身近な人が支援の輪に入る取り組みを進める
- ・希望や適性に合わせて働くことを支援する

#### ◇当事者・ピアソーター

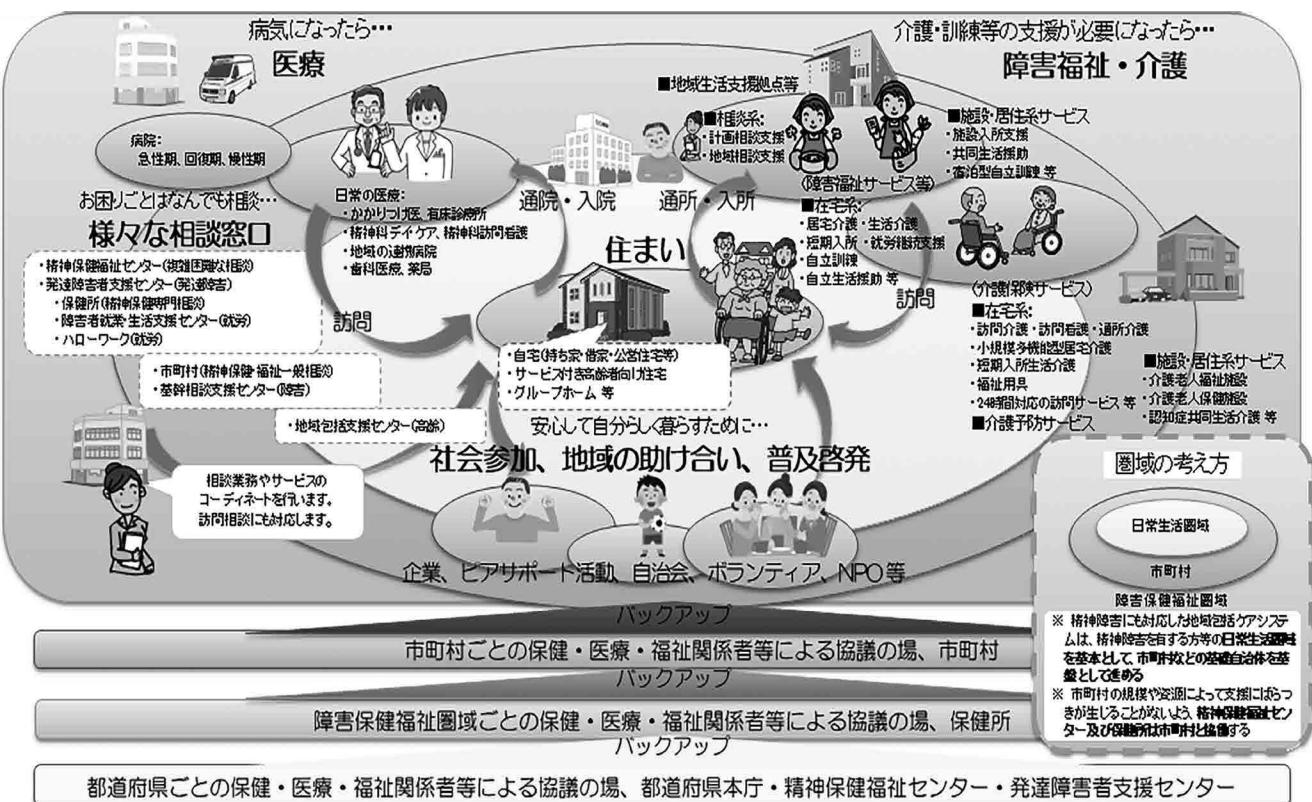
- ・ピアソーターや精神障がいを持つ方による支援、啓発、話し合いへの参加

#### ◇精神障がいを有する方等の家族

- ・家族が必要な時に適切に支援を受ける
- ・家族同士が交流する場を設ける

#### ◇人材育成

- ・本人の困りごとへの相談指導や、伴走し支援ができる人材を育成する
- ・地域課題の解決に向けて、関係者との連携ができる人材を育成する



(厚生労働省ホームページより引用)

## 福岡県の精神障がい者の地域移行推進のための取り組み

福岡県では、次のような取り組みをすすめてきました。

### ◇地域支援事業

平成19年に朝倉地区で「精神障害者地域支援のあり方に関するモデル事業」を開始し、平成22年度から県域全ての保健福祉（環境）事務所で実施しています。精神保健福祉に関する地域課題の抽出や事例検討を行い、地域移行の推進に向けた関係機関との連携によって、精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように取り組んでいます。

### ◇地域支援定着推進事業

平成25年度から平成27年度まで、退院後の精神障がいのある人の地域生活を見守る体制の充実を図るため「地域支援定着推進事業（早期に医療機関に繋ぐ仕組み作り）」を実施し、「精神障害者地域定着推進事業処遇プラン事例集」を取りまとめました。これを踏まえ、平成29年度に「処遇プラン普及事業」及び「こころの健康手帳活用事業」を開始し、精神障がいのある人が希望する地域生活を送るための支援体制づくりを行っています。

### ◇退院後支援計画

平成30年度から「精神障がいのある人の退院後支援」を実施し、精神障がいのある人が入院した際に、本人の同意が得られれば、医療機関、市町村、地域相談支援事業者等と連携し、本人が希望する生活を送れるよう、保健福祉（環境）事務所が主体となって退院後支援計画を作成し、支援を行っています。

# 福岡県精神保健福祉センターの事業紹介

## 福岡県ひきこもり地域支援センター（福岡県精神保健福祉センター内）

ひきこもり支援コーディネーター（臨床心理士、精神保健福祉士等）が相談に対応しています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン） 月～金 9:00～17:15

【専用ダイヤル】 092-582-7530

○フリースペース「ねすと♪たまゆら」 第2・4水曜日 14:00～16:00

ひきこもり状態にある方が、家から一步踏み出し、人との関わりや様々な体験ができる場を提供しています。楽しいイベントを企画しています。

○家族のつどい 第3金曜日 14:00～16:00

ひきこもりについて正しく理解し、本人への言葉かけの工夫などを学びます。外部講師による講話の実施、参加者同士の交流や語らいの場の提供を行っています。

## 福岡県ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス

筑豊及び筑後サテライトオフィスで、ひきこもり支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士等）が相談に対応しています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン） 月～金 9:00～17:00

筑豊サテライトオフィス（田川市猪国2559 いいかねPalette）



【電話】 0947-45-1155

筑後サテライトオフィス（久留米市長門石3丁目10-34 ニューグリーンビル1階）

【電話】 0942-37-2280

※サテライトオフィスは、社会福祉法人グリーンコープに委託しています。

## 心の健康相談

こころの健康、こころの病気に関するご本人やご家族、身近な方からのご相談を、精神科医、保健師、心理判定員等の相談員が電話や面談で伺います。

○電話相談 月～金 8:30～17:15

○来所相談（予約制） 月・火・木・金 9:00～12:00

【相談・予約・問い合わせ先】 TEL 092-582-7500

○専門相談（予約制） TEL 092-582-7500

⇒アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症を含む） 第1～4火曜日 9:00～12:00

薬物やアルコール等の依存症でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます。

⇒思春期精神保健相談 第1・3木曜日 9:00～12:00

思春期のこころの問題でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます。

○心の健康相談電話（専用回線） TEL 092-582-7400

お電話でお悩みなどの話を聞いてほしい方のための相談電話です。

【受付時間】 月～金 9:00～16:00

○新型コロナウイルス感染症対策に携わる医療従事者のためのこころの相談

月～金 8:30～17:15 TEL 092-582-7700



※相談日時等は全て祝日・年末年始を除く。

## 福岡県地域自殺対策推進センター

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点です。

### 業務概要

- 1 自殺に関する情報の収集等
- 2 県及び市町村の自殺対策計画支援
- 3 関係機関のネットワーク構築
- 4 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業への支援
- 5 人材育成研修の開催
- 6 市町村における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言等

### 【問い合わせ先】

TEL 092-582-7510

## 自死遺族のための法律相談

福岡県内にお住まいで、自死により近しい人を亡くされた方を対象に、相続、借金補償問題など、自死に伴い生じる法律問題について、弁護士が面接による法律相談をお受けします。個人情報は守られますので、安心してご相談ください（福岡県内に在勤・在学している方もご利用いただけます）。

日 時 毎月第4火曜日 13:30～16:30（予約制）

会 場 福岡県精神保健福祉センター

費 用 無料

### 【予約・問い合わせ先】

相談指導課 TEL 092-582-7500

## 薬物依存家族教室

### ◇第4木曜日 14:00～16:00

- ・薬物依存の方がいらっしゃるご家族を対象にした教室です。（3・4月はお休み）
- ・年2クール（1クール5回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・初めて参加される方は事前にお申し込みください。

### 【申し込み・問い合わせ先】

TEL 092-582-7500

## 薬物依存回復支援プログラム

### ◇第1・3水曜日 午後

- ・薬物依存から回復したい本人の方を対象としたプログラムです。
- ・このプログラムは薬物の再使用を防止するための具体的な方法を学ぶものです。
- ・安心できる場で仲間との交流を通して回復を支援します。
- ・事前に面談を行います。まずはお電話ください。

### 【申し込み・問い合わせ先】

TEL 092-582-7500

## ギャンブル依存家族教室

### ◇第4月曜日 14:00～15:30

- ・NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。
- ・ギャンブルの問題でお困りのご家族を対象にした教室です。
- ・年2クール（1クール3回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・ギャンブル依存症の基本的な知識や対応方法についての学びや、家族同士の分かち合いの場となっています。
- ・初めて参加される方は事前にお申し込みください。

### 【申し込み・問い合わせ先】

TEL 092-582-7500

## ギャンブル依存回復支援プログラム

### ◇第4月曜日 14:00～15:30

- ・NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願う本人の方を対象としたプログラムです。
- ・同じギャンブル等の悩みを抱える仲間と一緒にギャンブル等に頼らない生き方を取り戻すことを目指します。
- ・年2クール（1クール5～6回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・事前に面談を行います。まずはお電話ください。

### 【申し込み・問い合わせ先】

TEL 092-582-7500

# トピックス

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（障害者総合支援法）」の一部として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正案が可決、成立し、令和6年4月（一部は令和5年4月）から施行されます。

精神保健福祉法改正の概要は、次のとおりです。

### ◇市町村の精神保健相談支援業務を拡大・明確化

- ・現行法では市町村の相談支援の対象を「精神障害者」としていますが、「精神保健に課題を抱える者」も対象にできるようになります。
- ・相談支援について、当事者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を第一とすると明確化します。

### ◇医療保護入院制度の見直し

- ・家族等が入院の同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とし、適切に医療を提供できるようにします。
- ・入院者の権利擁護の取り組みを一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院要件の確認を行います。

### ◇入院者訪問支援事業の創設

- ・市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、本人の希望のもと、医療機関外の第三者が入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行います。

### ◇虐待防止に向けた取り組みの一層の推進

- ・精神科病院管理者に、従事者への研修や患者への相談体制の整備などを義務付けます。
- ・精神科病院の従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した従事者に、都道府県へ通報することを義務付けます。

## 「きもち よりそうライン@ふくおかげん」を開設しました

福岡県では、LINEを活用した自殺予防SNS相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかげん」を開設しました。開設日は、毎週月曜日・木曜日の16時から19時までです（年末年始を除く）。

学校、仕事、家庭に関することなど、こころの悩みについてどんなことでもご相談ください。

